

# 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金

1～3月のいずれかの月の売上げが50%以上減少した場合、対象となる可能性があります。

## 【対象者】

A又はBのいずれかとCの要件を満たす中小法人・個人事業者

A 緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業の影響を受けていること

(緊急事態宣言地域の時短営業飲食店に商品等を納入する食品加工業者、生産者、流通関連事業者など)

B 緊急事態宣言に伴う外出・移動自粛の影響を受けていること

(緊急事態宣言地域からの顧客に対し商品・サービスの提供を行う旅行関連事業者やその事業者の商品・サービスの提供を行う事業者など)

以下の「旅行関連事業者」は、統計データにより大分県全域が影響を受けた地域に該当し、Bの要件をクリアすることが確認されています。

飲食事業者、宿泊事業者、旅客運送事業者(タクシー、バス等)、自動車賃貸業、旅行代理店事業者、文化・娯楽サービス事業者(博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、公園、遊園地、公衆浴場、興業場、興業団等)、小売事業者(土産物店等)等

該当業種で申請する事業者は、別添の国資料をその確認資料として保存してください。

C 2020年比又は2019年比で、2021年の1～3月のいずれかの月の売上げが50%以上減少していること

## 【給付額】

計算式：(2020年又は2019年の1～3月の合計売上) - (2021年の減少月の売上 × 3)

上限：中小法人60万円 個人事業者30万円

## 【申請方法】

1) 一時支援金事務局ホームページで仮登録を行い、申請IDを取得する

2) 必要な書類を準備する

①履歴事項全部証明書(法人)又は本人確認書類(個人) ②2019年及び2020年の確定申告書 ③2019年以降の帳簿書類

④2019年以降の通帳 ⑤宣誓・同意書(ホームページからダウンロード)

3) **商工会議所・商工会**や**金融機関**などの登録確認機関で事前確認を受ける(お近くの登録確認機関はホームページで確認)

4) ホームページから又は申請サポート会場で申請を行う

※申請サポート会場は大分市内にあり、完全予約制です。電話予約は0120-211-240から。

【申請期間】 2021年3月8日～5月31日

【問合せ先】 一時支援金事務局相談窓口 0120-211-240 【ホームページ】 <https://ichijishienkin.go.jp/>

(別添)

## 【参考2】保存書類の代表例⑤

- V-RESASの2020年の各週のデータをもとに、宣言地域外において、**旅行客の5割以上が宣言地域から来訪している週が存在する地域**を分析しました（該当する道県・地域は下記のとおりです。）。**下記の道県・地域に所在する旅行関連事業者については、本ページをもって保存書類とすることが可能です。**

（※**下記の道県・地域に所在することが給付要件ではありません。**）

- なお、下記の道県・地域以外に所在する旅行関連事業者であっても、本資料に示す条件（7、32ページを参照）を満たす**観光統計等の「他の統計データ」や独自の「顧客調査(アンケート)の結果」等をご活用いただき、これらを保存書類とすることが可能です。**

### 次の道県に所在する旅行関連事業者

北海道、茨城県、群馬県、新潟県、石川県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、三重県、滋賀県、奈良県、和歌山県、岡山県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県

### 次の地域に所在する旅行関連事業者

青森県	岩手県	秋田県	福島県	富山県	鳥取県	島根県
西北五地域、上十三地域、下北地域	釜石	北秋田、能代・山本、由利本荘・にかほ、大仙・仙北、湯沢・雄勝	県北、県中、県南、会津、南会津、いわき	新川、富山、高岡	東部、中部	隠岐
広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	宮崎県	
広島、広島西、呉、広島中央、尾三、福山・府中	周南、山口・防府、宇部・小野田、下関、長門、萩	東部、南部	大川、小豆、高松、三豊	新居浜・西条、今治、松山、八幡浜・大洲、宇和島	宮崎東諸県、延岡西臼杵、日南串間、西都児湯、日向入郷	



### 旅行関連事業者

飲食事業者（昼間営業等の飲食店等）、宿泊事業者（ホテル、旅館等）、旅客運送事業者（タクシー、バス等）、自動車賃貸業、旅行代理店事業者、文化・娯楽サービス事業者（博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、公園、遊園地、公衆浴場、興業場、興業団等）、小売事業者（土産物店等）等

※上記の各地域に含まれる市町村は、次のURLに記載されております（V-RESAS Webページ：<https://v-resas.go.jp/data-index/areas>）

※**地域コミュニティ内の顧客のみと取引を行っているなど、給付要件を満たさなければ給付対象外**となります。